都市計画道路の見直し
都市計画審議会　資料

1. 都市計画道路の見直しの概要
2. 都市計画道路の見直しの手順
3. 評価結果
4. パブリックコメント
5. 今後の方針

１．都市計画道路の見直しの概要

都市計画道路見直しの背景

■都市計画道路とは

・都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通におけるもっとも基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路です。

■都市計画道路見直しの背景

・本市の都市計画道路の多くは昭和30～50年頃に都市計画決定されており、その中には長らく未着手のままである路線も存在します。
・このような状況は県内他市町村でも発生しており、宮崎県は平成19年に都市計画道路を見直す際の考え方や作業方法を取りまとめた「ガイドライン」を公表しています。
・これを基に県内の各市町村では、見直しが進められてきましたが、本市ではこれまで未実施でした。しかし、東九州自動車道の整備が進められ、交通流動が大きく変化することが予想されることや社会情勢も都市計画決定当時から変化しているため見直しを実施することとしました。

▼宮崎県内の市町の都市計画道路の見直し検討状況（R7.3.31時点）

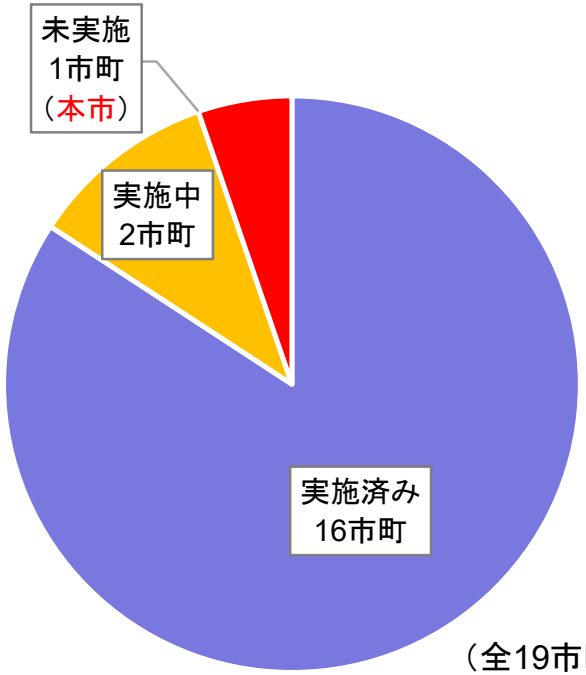

（全19市町）

都市計画道路見直しの背景

■都市計画道路の計画による影響

・都市計画道路が計画されている土地では建物の建築や土地の売買に制限が設けられており、特に土地を所有する方にとって大小さまざまな負担が生じていると考えられます。
・そのため、都市計画道路の整備が不要となった場合は、都市計画の変更による廃止が必要です。

▼都市計画法第53条（建築の許可）について

第53条　都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

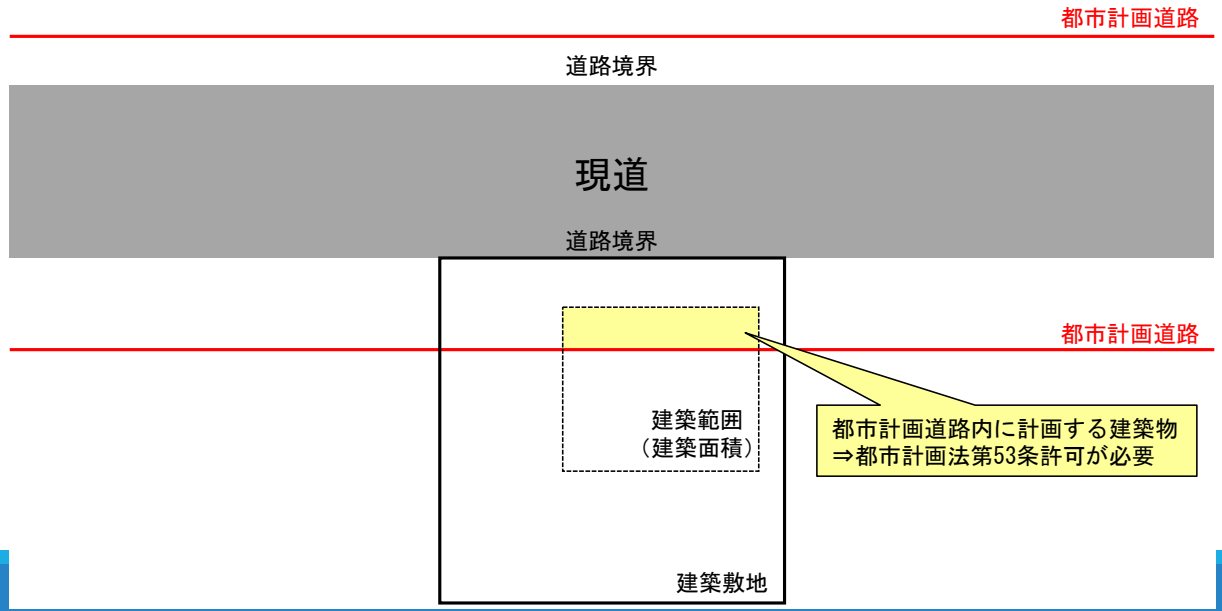

都市計画道路見直しに係る法規・上位計画

・都市計画道路の見直しについて法的拘束力のある規定はありませんが、県ガイドラインをはじめ都市計画道路に関する手引きや県ガイドラインに準拠の上で、見直しを実施しました。

都市計画運用指針
【国土交通省都市局】

準ずる

都市計画道路見直しガイドライン
【県都市計画課】

即する

都市計画道路の見直し方針
【今回】

参考：立地適正化計画

日南市重点戦略プラン
（旧：日南市総合計画）

南那珂圏域
都市計画区域
マスタープラン
【県策定】

即する

即する

日南市都市計画マスタープラン
（都市計画法第18条の２）

日南市立地適正化計画（策定中）
（都市再生特別措置法第81条）

2. 都市計画道路の見直しの手順

見直し検討の流れ

・宮崎県の「都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、以下の手順で都市計画道路の見直しを実施しました。

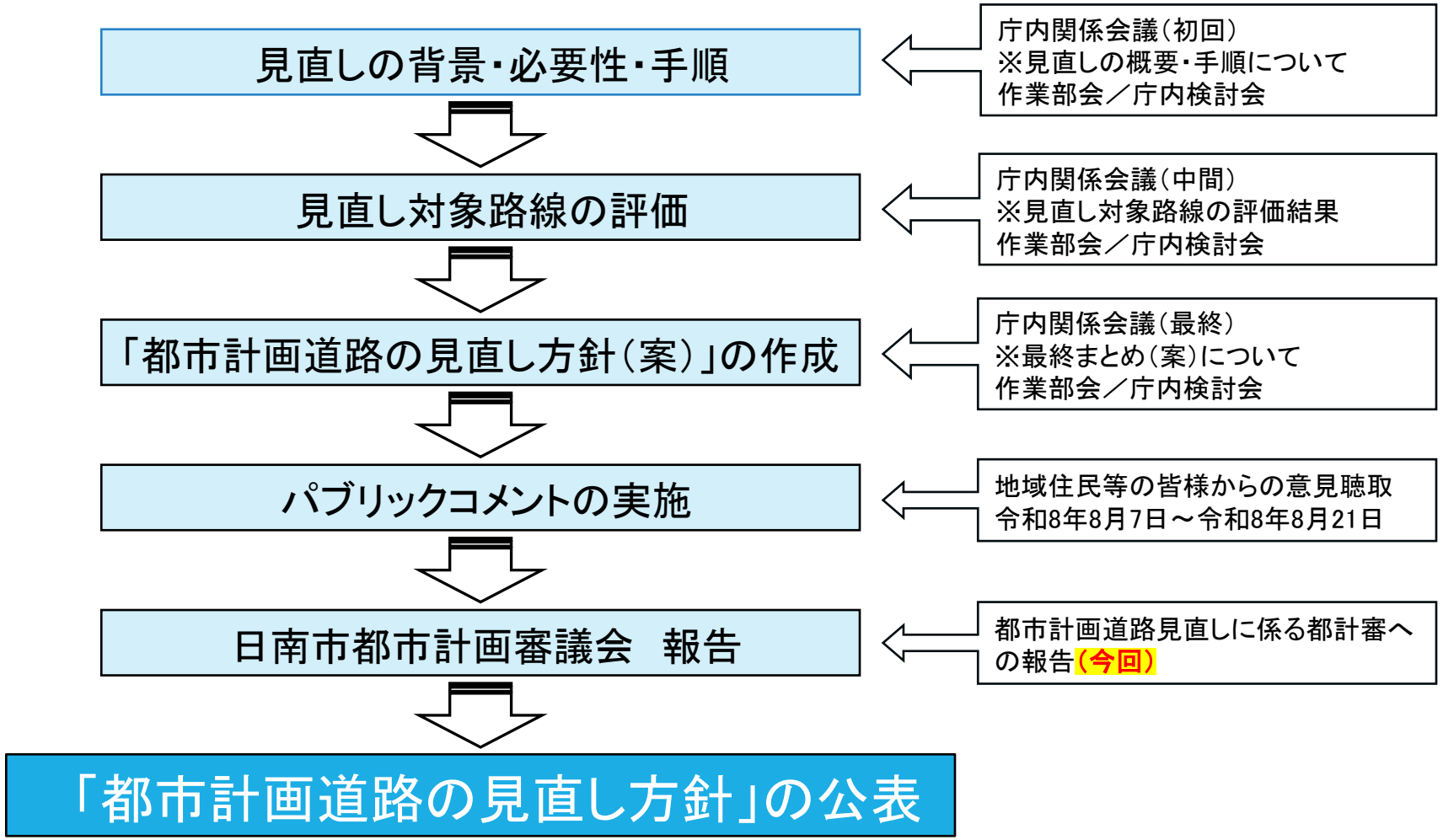

庁内関係会議等の実施

・見直しにあたっては、都市計画道路に関係する計画や事業、地域の状況など多角的な視点から検討する必要があることから、都市計画に携わる庁内の幅広い関係部署が参画した会議を実施しました。
・また、会議は課長・係長級による作業部会と部長級による庁内検討会の2段階で見直し内容について議論しました。

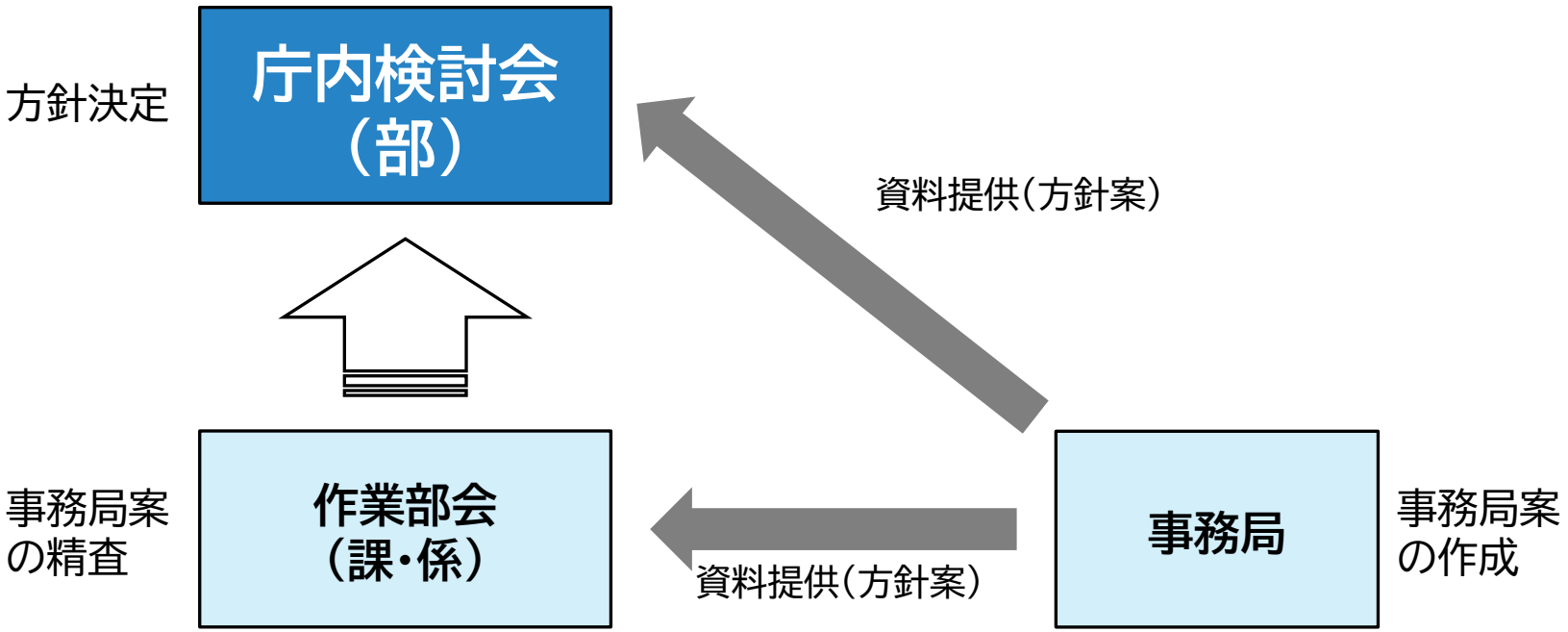

見直し対象路線の選定（1/2）

・県ガイドラインに基づき、評価を行う対象路線を選定しました。
・日南都市計画区域および南郷都市計画区域に定められた都市計画道路59路線の内、現在整備が未着手（概成済み含む）である25路線・36区間を対象としました。

都市計画	道路区分	通し番号	管理	路線番号	路線名	見直し延長(m)
日南	幹線街路	①	市	3.3.1	横通尾山線	240
		②	国	3.4.1	飫肥油津港線	400
		③	市	3.4.4	平野線	668
		④	市	3.4.8	仮屋線	450
		⑤	港	3.4.9	東港町通線	690
		⑥	県	3.4.12	飫肥停車場線	120
		⑦	市	3.4.14	望洋台線	210
		⑧	市	3.5.6	海田天福線	1,050
		⑨-1	県	3.5.8	戸高益安線	483
		⑨-2				133
		⑨-3				144
		⑩	市	3.5.9	山瀬通線	210
		⑪-1	市	3.5.11	南平宮の前線	580
		⑪-2				340
		⑫	市	3.5.12	前鶴線	160
		⑬	市	3.5.13	楠原平野線	540
		⑭-1	市	3.5.14	小川広木田線	1,170
		⑭-2				370
		⑮	市	3.5.15	八幡通線	420
		⑯-1	市	3.5.17	山川線	540
		⑯-2				440
		⑰	市	3.5.18	大堂津港線	750
		⑱-1	市	3.6.3	油津星倉線	330
		⑱-2				1,240
		⑲	市	3.6.4	宮崎飫肥線	2,000

都市計画	道路区分	通し番号	管理	路線番号	路線名	見直し延長(m)
南郷	幹線街路	㉑-1	県	3.6.1	栄松通線	1,353
		㉑-2	市			381
		㉑-3	港			384
		㉒	県	3.6.2	栄之森汐入通線	1,750
		㉓	県	3.6.4	新開通線	446
		㉔-1	市	3.6.5	外浦江川通線	734
		㉔-2	市			102
		㉔-3	県			951
		㉔-4	市			541
		㉕	市	3.6.6	栄之森高免通線	290
日南	区画街路	⑳	市	7.7.2	上平野線	350

見直し対象路線の選定(2/2)

日南都市計画区域

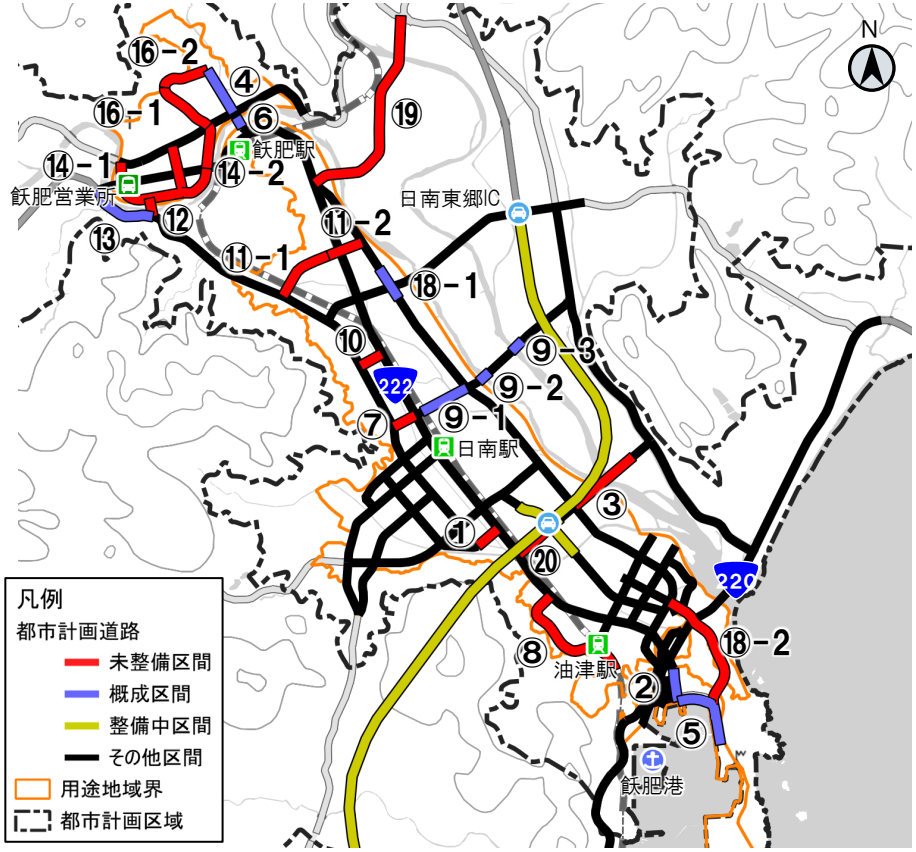

日南都市計画区域(大堂津)
南郷都市計画区域

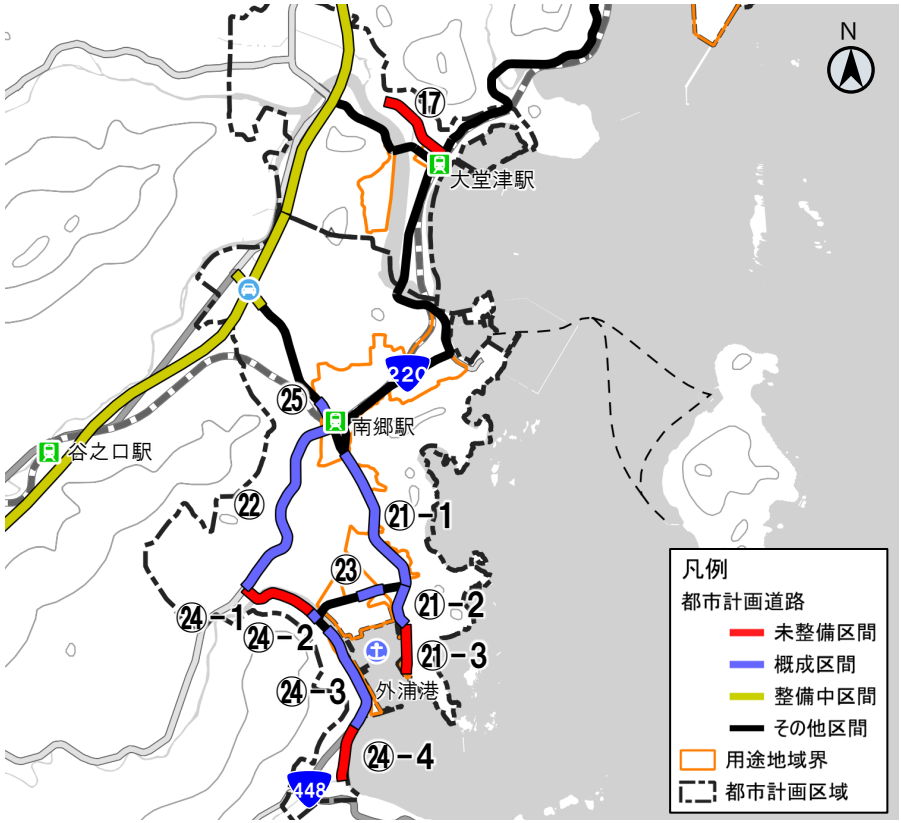

参考：日南市都市計画マスタープラン（令和3年3月改正版） を基に更新

評価方法の概要

・対象路線について路線の必要性・実現性の評価を行い、各区間別に評価カルテ（幹線街路／区画街路）を作成しました。

1. 対象路線の基本情報整理
・路線・区間の基本的な情報を記載する

↓

2.「路線の持つ位置付け」の確認
・位置づけを記載して3.以降の評価時の参考とする

↓

3.「必要性」の評価
・重み付けを行い点数化
・必要性を定量的に評価

↓

4.「実現性」の評価
・点数化
・実現性を定量的に評価

↓

5.「必要性」と「実現性」の定量的評価
・必要性、実現性から定量的に評価
※区画街路は定性的評価のみ

↓

6.「必要性」と「実現性」の定性的評価
・必要性、実現性、その他の視点から定性的に評価

↓

7. 総合評価
・定量的評価と定性的評価を合わせた総括として総合評価
・最終的に存続候補、存続（継続検討）候補、廃止候補の方向付け

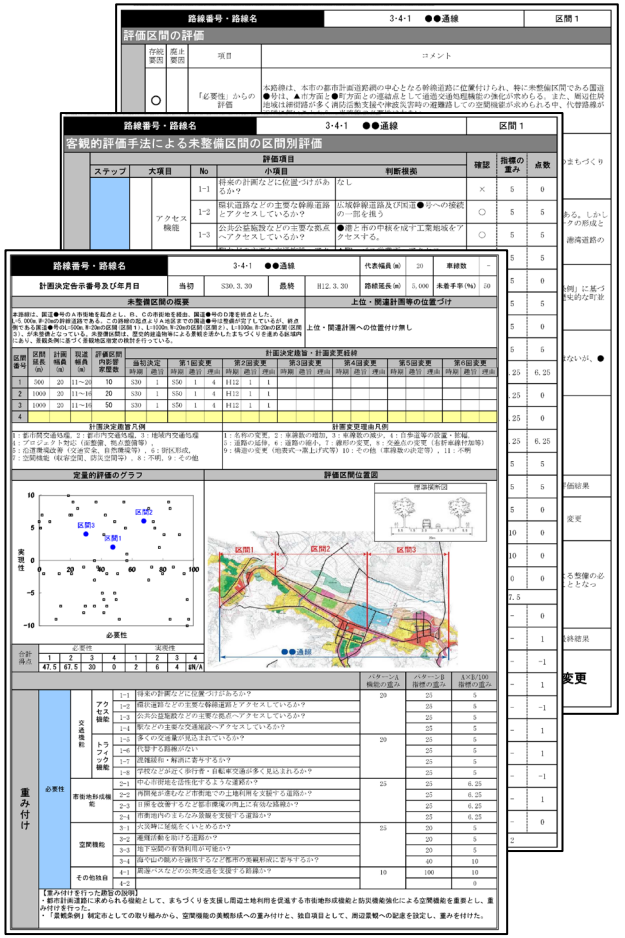

※イメージ

評価方法の概要

・県ガイドラインに基づき、定量的評価と定性的評価の2つの手法を用いて評価を実施しました。

幹線街路　定量的評価の評価基準

	視点		内容
必要性（0~100点）	交通機能	アクセス機能	道路の“つながる”ことによる効果を評価
		トラフィック機能	道路の“物・人を運ぶ”ことによる効果を評価
	市街地形成機能		道路の“まちづくりを支援”する効果を評価
	空間機能		道路の“空間”としての価値を評価
実現性（-10~10点）	周辺環境への影響		道路が“環境”に与える影響を評価
	事業・構造上の問題		道路の“事業・構造上”の問題点を評価
	社会経済状況		道路を“取り巻く社会的背景”の問題点を評価

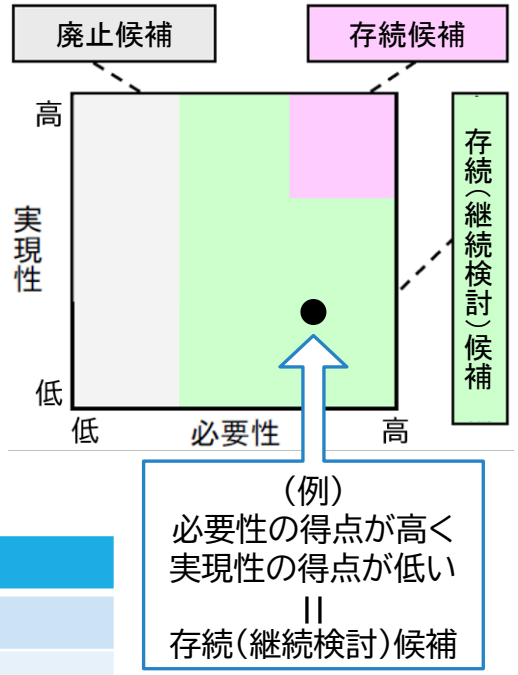

幹線街路　定性的評価の評価基準

項目	内容
「必要性」からの評価	定量的評価で捉えられない「必要性」からの評価
「実現性」からの評価	定量的評価で捉えられない「実現性」からの評価
「交通処理面」からの評価	交通量や道路ネットワークの観点からの交通処理上の問題を評価
「土地利用・景観面」からの評価	土地利用や地域の利便性、景観への影響を評価
「計画決定趣旨」からの評価	都市計画決定された時点の趣旨と現在の路線が果たす役割や機能の変化について評価

参考：県都市計画道路見直しガイドラインを基に作成

評価方法の概要

・それぞれの評価項目による結果を基に総合的な評価を行い、各区間の見直しの方向性を判断しました。

区画街路　定性的評価の評価基準　　※区画街路は定性的評価のみ実施

	視点	評価指標
必要性	街区へのアクセス性	街区で発生集中する交通を処理する機能を果たすか？
	地区の土地利用	決定当初想定していた宅地開発や土地利用が進んでいるか？
	まちづくり支援	地区のまちづくりにおいて一体的な整備の一役を担うか？
実現性	他事業・開発との連動性	他事業・開発が期待されない、もしくは連動しない可能性が高いか？
	社会経済状況	住民との合意形成が難しい、もしくは財政状況からみて実現可能性が困難か？

総合評価

存続候補　都市計画道路の存続が妥当であると判断される区間

存続（継続検討）候補　都市計画道路としての必要性は認められるものの、計画の見直しや整備への継続的な検討が必要であると判断される区間

廃止候補　都市計画道路としての必要性が低く、路線の廃止を念頭においた見直しの検討が必要であると判断される区間

3. 評価結果

評価結果の一覧

・前述までの評価方法に基づき、評価を実施した結果、**存続候補が18区間、廃止候補が18区間**となりました。

幹線街路(1/2)

計画	通し番号	路線名	区間	見直し結果
日南都市計画	1	3.3.1 横通尾山線	-	存続(継続検討)
	2	3.4.1 飫肥油津港線	-	存続(継続検討)
	3	3.4.4 平野線	-	廃止候補
	4	3.4.8 仮屋線	-	存続(継続検討)
	5	3.4.9 東港町通線	-	廃止候補
	6	3.4.12 飫肥停車場線	-	存続(継続検討)
	7	3.4.14 望洋台線	-	存続(継続検討)
	8	3.5.6 海田天福線	-	廃止候補
	9-1	3.5.8 戸高益安線	1	存続(継続検討)
	9-2		2	存続(継続検討)
	9-3		3	存続(継続検討)
	10	3.5.9 山瀬通線	-	廃止候補
	11-1	3.5.11 南平宮の前線	1	廃止候補
	11-2		2	存続(継続検討)
	12	3.5.12 前鶴線	-	廃止候補
	13	3.5.13 楠原平野線	-	存続(継続検討)
	14-1	3.5.14 小川広木田線	1	廃止候補
	14-2		2	存続(継続検討)
	15	3.5.15 八幡通線	-	廃止候補

幹線街路(2/2)

計画	通し番号	路線名	区間	見直し結果
日南都市計画	16-1	3.5.17 山川線	1	廃止候補
	16-2		2	存続(継続検討)
	17	3.5.18 大堂津港線	-	廃止候補
	18-1	3.6.3 油津星倉線	1	存続(継続検討)
	18-2		2	廃止候補
	19	3.6.4 宮崎飫肥線	-	廃止候補
南郷都市計画	21-1	3.6.1 栄松通線	1	存続(継続検討)
	21-2		2	廃止候補
	21-3		3	廃止候補
	22	3.6.2 栄之森汐入通線	-	存続(継続検討)
	23	3.6.4 新開通線	-	存続(継続検討)
	24-1	3.6.5 外浦江川通線	1	廃止候補
	24-2		2	廃止候補
	24-3		3	存続(継続検討)
	24-4		4	廃止候補
	25	3.6.6 栄之森高免通線	-	存続(継続検討)

区画街路

計画	通し番号	路線名	区間	見直し結果
日南	20	7.7.2 上平野線	-	存続候補

評価結果の位置図

・前述までの評価方法に基づき、評価を実施した結果、**存続候補が18区間、廃止候補が18区間**となりました。

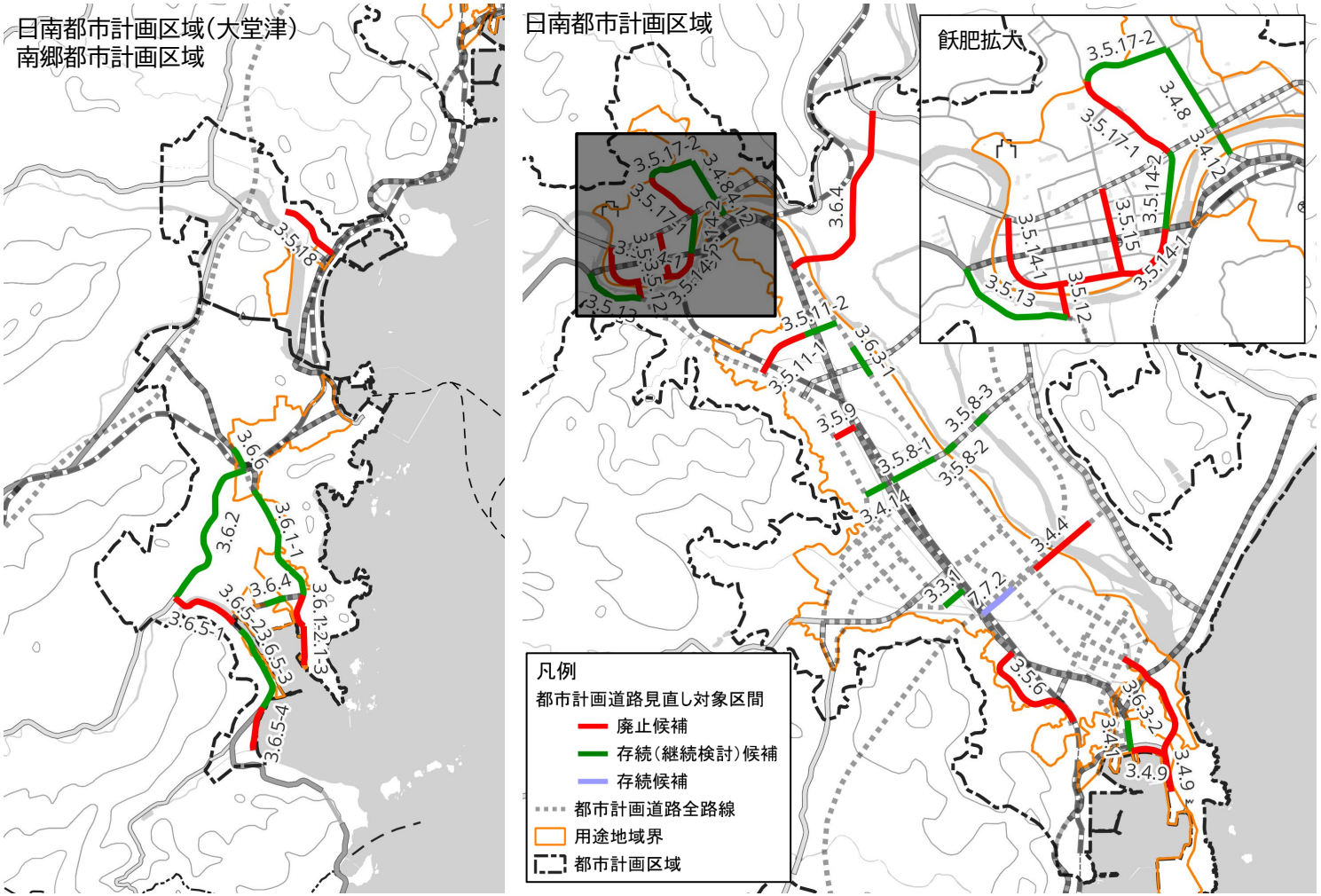

4. パブリックコメント

パブリックコメントの実施概要

・パブリックコメントは令和8年8月7日から8月21日の計15日間実施しました。
・パブリックコメントへの意見はありませんでした。

募集期間	令和8年8月7日（金）～令和8年8月21日（金） 15日間
ホームページ閲覧数	55件
意見提出者	0名
意見数	0件

日南市都市計画道路見直し方針（案）に対する意見募集（パブリックコメント）

更新日：2026年08月07日
ページID：7266

1 目的

都市計画道路は、昭和30年代から50年代にかけて都市計画決定された路線が多くあります。しかし、その後の人口減少や少子高齢化の進行、東九州自動車道の開通など、社会情勢は大きく変化しており、現在の地域の実情に必ずしも適合していない路線も存在しています。また、道路整備には多額の事業費と長い期間を要することから、現状に即した適切な評価と見直しが必要となっています。
そのため、長期間にわたり未着手となっている路線などについて必要性を検証し、整備の優先順位の整理や都市計画の廃止・変更を行うことで、時代のニーズに対応した効率的かつ機能的な道路ネットワークの再構築を進めます。
これらのことを踏まえ、「日南市都市計画道路見直し方針（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様から広くご意見を募集いたします。

2 閲覧場所

日南市ホームページ及び未来創生課（本庁3階）、南郷町地域振興センター

3 意見募集

令和8年8月7日（金曜日）から令和8年8月21日（金曜日）まで

4 提出方法

別紙様式「日南市都市計画道路見直し方針（案）に対する意見」に記載し、ファックス・メール・持参等で、未来創生課にご提出ください。
（電話でのご意見は、受付できませんのでご了承ください）

5 提出先及び問合わせ先

〒887-8585 日南市中央通1-1-1
日南市総合政策部未来創生課未来創生係
電話番号 31-1128 ファックス 31-1191

未来創生課未来創生係へメールを送信

6 計画（素案）

日南市都市計画道路見直し方針（案）本文(PDFファイル:12.2MB)

日南市都市計画道路見直し方針（案）概要版(PDFファイル:933.2KB)

7 意見提出様式

様式「日南市都市計画道路見直し方針（案）に対する意見」(Wordファイル:13.5KB)

5. 今後の方針

今後の進め方

・それぞれの路線について地元意見を反映した上で見直し案を作成し、都市計画決定（変更）の手続きを進めます。

存続候補

・**都市計画の存続が妥当であると判断される区間**
・今後、整備着手の優先順位および整備計画を検討する

存続（継続検討）候補

・都市計画道路としての必要性は認められるものの、**計画の見直しや整備への継続的な検討が必要であると判断される区間**
・今後、地域の実情に沿った道路の整備について検討を継続する

廃止候補

・都市計画道路としての必要性が低く、**路線の廃止を念頭に置いた見直しの検討が必要であると判断される区間**
・地域の実情に沿った道路網の在り方について議論を検討する

見直し後の流れ（例）

見直し案の作成

地元のご意見をフィードバック

地元の合意形成（路線毎）

計画の継続

事業推進の取り組み
・整備優先順位の検討
・事業着手に必要な都市計画の手続き
・関係機関との協議・調整

計画の変更

計画の廃止

都市計画法に基づく手続き
・都市計画案の説明会、公聴会等
・関係機関との協議・調整